（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）

第三十二条　法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定をした旨

二　指定に係る指定暴力団等の名称

三　指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四　指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五　指定に係る指定暴力団等の指定番号

六　警戒区域

七　指定をした理由

八　指定をした年月日

九　指定の期限

（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法）

第三十二条の二　法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

（警戒区域の変更に係る公示事項）

第三十二条の三　法第三十条の八第五項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（法第三十条の八第一項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称

二　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号

五　警戒区域の変更に係る指定をした年月日

六　変更後の警戒区域

（警戒区域の変更に係る通知すべき事項）

第三十二条の四　法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　警戒区域を変更した旨

二　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称

三　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号

六　警戒区域の変更に係る指定をした年月日

七　変更後の警戒区域

八　警戒区域を変更した理由

九　警戒区域を変更した年月日

（警戒区域の変更に係る通知の方法）

第三十二条の五　法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

（事務所の使用制限の命令に係る標章）

第三十二条の六　法第三十条の十一第三項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十三号のとおりとする。

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項）

第三十二条の七　法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

二　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

五　指定をした年月日

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項）

第三十二条の八　法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定を取り消した旨

二　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

三　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五　指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

六　指定を取り消した年月日

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法）

第三十二条の九　法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第三十六条第一項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

九　事務所が法第三十条の十一第一項に規定する暴力行為に関し同項各号に掲げる用に供されていること又は供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

第三十六条第一項第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　法第十五条の二第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

第三十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　事務所を使用していると認められる者について、法第三条又は第四条の規定による指定をするためその者が当該指定に係る暴力団の構成員であることその他必要な事項を確認することが必要であるとき。

第三十七条を削る。

第三十八条中「仮の命令」の下に「（法第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。）」を加え、「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十四号」に改め、第六章中同条を第三十七条とする。

第三十九条中「法第十五条第一項の規定に係る」を「次の各号に掲げる」に、「同条第三項の規定によりはり付けられた」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第四十五条において同じ。）の規定に係る仮の命令　法第十五条第四項の規定により貼り付けられた標章

二　法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令　同条第三項の規定により貼り付けられた標章

第三十九条を第三十八条とする。

第四十条中「公安委員会は、指定」を「公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）」に改め、第七章中同条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条中「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十五号」に改め、第八章中同条を第四十二条とする。